

新旧対照表

改定後（2021年10月1日改定）	改定前（2020年8月3日改定）
<p><b>第5条（申込方法）</b>            お客さまは、当行所定の手続きにより本サービスを申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り、本サービスを利用できます。</p> <p><b>第6条（本サービスの変更の申込）</b>            (1) 本サービスの変更の申込は、当行所定の手続きによるものとします。            (2) 変更日は、お客さまが当行へ変更を申し込んだ日（以下、「変更申込日」といいます。）に従い次のとおりとなります。                A. 変更申込日が、指定振替日の2営業日前までの場合                    ・・・変更申込日の直後に到来する指定振替日                B. 変更申込日が、指定振替日の前営業日の場合                    ・・・変更申込日の直後に到来する指定振替日の次の指定振替日                C. 変更申込日が、指定振替日当日の場合                    ・・・変更申込日当日である指定振替日の次の指定振替日            (3) 前各項に関わらず、指定銘柄および指定振替日の変更はできません。</p>	<p><b>第5条（申込方法）</b>            (1) お客さまは、当行所定の手続きにより本サービスを申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り、本サービスを利用できます。            (2) 申込にあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みであるときはこの限りではありません。</p> <p><b>第6条（申込内容の変更または解約の申込）</b>            (1) 本サービスの変更の申込は、当行所定の手続きにより、変更を希望する月の指定振替日の2営業日前までにお申込みください。ただし、指定振替日の変更はできません。            (2) 本サービスの解約の申込は、当行所定の手続きにより申し込んでください。ただし、各月の指定振替日の前営業日および指定振替日当日は解約できません。なお、解約を希望する月の指定振替日の2営業日前までにお手続きいただければ、当月分の引落としは行いません。</p>
<p><b>第7条（本サービスの解約の申込）</b>            1. 対面での手続き            (1) 本サービスの解約の申込みは、当行所定の手続きによるものとします。            (2) お客さまが当行へ解約を申し込んだ日（以下、「解約申込日」といいます。）に本サービスは解約となり買付は終了し、以後の買付は行いません。            (3) 上の(1)(2)にかかわらず、指定振替日の前営業日および指定振替日当日における解約の申込みおよび解約はできません。            2. インターネットバンキングでの手続き            (1) 本サービスの解約の申込みは、当行所定の手続きによるものとします。            (2) 解約の申込みによる買付の終了は、お客さまが</p>	

改定後 (2021年10月1日改定)	改定前 (2020年8月3日改定)
<p>インターネットバンキングにより解約を申し込んだ日(以下、「解約申込日」といいます。)により、次のとおりとなります。</p> <p>A. 解約申込日が、指定振替日の2営業日前までの場合</p> <p>・・・解約申込日に解約となり買付は終了し、以後の買付は行いません。ただし、初回の指定振替日が未到来の場合は、初回の指定振替日を最終振替日として払込金を引落とし、指定銘柄を買付けることにより買付は終了します。</p> <p>B. 解約申込日が、指定振替日の前営業日の場合</p> <p>・・・解約申込日の直後に到来する指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません。</p> <p>C. 解約申込日が、指定振替日当日の場合</p> <p>・・・解約申込日当日である指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません。</p>	
<p><b>第8条 (買付の方法)</b> 同右</p>	<p><b>第7条 (買付の方法)</b></p> <p>(1) 当行は、指定預金口座からの引落としが成立した場合にかぎり、当該金額を当行がお預りし、当該指定銘柄の累積(自動けいぞく)投資規定の定めに従い、買付を行います。</p> <p>(2) 年間2回まで、毎月の払込金にお客さまが指定する金額を加算し、指定預金口座から引落としとして、指定銘柄の買付を行うことができます。</p> <p>(3) 指定振替日における、当行所定の時点の指定預金口座の支払可能残高(総合口座等の貸越可能金額を除くものとし、以下、「支払可能残高」といいます。)が、払込金に満たないときは、引落としは不成立となり、買付は行いません。この場合、当行からお客さまへの通知は特に行いません。</p> <p>(4) お客さまが複数の指定銘柄を買付している場合で、支払可能残高が総払込金に満たない場合は、買付の優先順位は当行が決めさせていただきます。なお、この場合、当行はお客さまに対して事前の通知を行いません。</p> <p>(5) 前記(3)および(4)の取扱によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

改定後（2021年10月1日改定）	改定前（2020年8月3日改定）
<p><b>第9条（買付時期および払込金）</b> 同右</p> <p><b>第10条（返還および果実の再投資）</b> 同右</p> <p><b>第11条（取引および残高の通知）</b> 同右</p> <p><b>第12条（対象銘柄の除外）</b> 同右</p>	<p><b>第8条（買付時期および払込金）</b>  (1) 当行は、指定預金口座からの引落としをもってお客さまから指定銘柄の買付の申込があったものとして取扱います。  (2) 前記（1）の買付にあてる払込金は、1指定銘柄につき1千円以上、1千円単位とします。  (3) 前記（1）の規定に拘らず、指定銘柄の委託会社が災害等により買付を受付けない場合または取消した場合は、お客さまからの買付の申込は不成立となります。  (4) 前記（3）の場合、引落とした払込金は当行がお預かりし、当該日以降最初に買付が可能となった日に、お客さまから買付の申込があったものとして、買付を行います。</p> <p><b>第9条（返還および果実の再投資）</b> 指定銘柄の返還および果実の再投資は、「累積（自動けいぞく）投資規定」にもとづき行うものとします。</p> <p><b>第10条（取引および残高の通知）</b> 当行は、本サービスにもとづくお客さまの取引明細および残高明細を当行所定の時期に取引残高報告書により年1回以上通知します。</p> <p><b>第11条（対象銘柄の除外）</b> 対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。  (1) 当該銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合  (2) その他当行が必要と認める場合</p>
<p><b>第13条（本サービスの停止）</b> 同右</p>	<p><b>第12条（本サービスの停止）</b> 当行は、以下に掲げる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。  (1) 委託会社が、当該投資信託の財産資金管理を円滑に行うため、設定を停止した場合  (2) 委託会社の免許取消、事業譲渡等および受託会社の辞任等により、当該投資信託の設定が停止されている場合  (3) 災害、事変その他不可抗力と認められる事由が発生し、当行が本サービスを行うことができない場合</p>

改定後（2021年10月1日改定）	改定前（2020年8月3日改定）
<p><b>第14条（本サービスの強制解約）</b>  本サービスは、以下の各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。</p> <p>(1) お客さまの指定預金口座が解約となった場合  (2) 第12条により、指定銘柄が対象銘柄から除外された場合  (3) 当行が本サービスの解約を通知した場合</p> <p><b>第15条（本規定の改定）</b>  同右</p> <p><b>第16条（その他）</b>  同右</p>	<p>(4) その他当行がやむを得ない事情により必要と認めた場合</p> <p><b>第13条（本サービスの解約）</b>  本サービスは、以下の各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行所定の手続きにより、本サービスを解約した場合  (2) お客さまが指定預金口座を解約した場合  (3) お客さまが指定銘柄の累積投資口座を解約した場合  (4) 第11条により、指定銘柄が対象銘柄から除外された場合  (5) 当行が本サービスの解約を申出た場合</p> <p><b>第14条（本規定の改定）</b>  この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、お客さまに通知することなく、変更できるものとします。この場合は、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。</p> <p><b>第15条（その他）</b>  (1) 当行は本規定にもとづいて指定預金口座から引落とした払込金に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。  (2) 申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえは、申込書につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。  (3) お客さまに対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。  (4) 災害、事変その他の不可抗力、委託会社の責に帰すべき事故等、当行の責に帰することのできない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。  (5) 本規定に別段の定めがないときは、「証券振替決済口座管理規定」および第3条に定める対象銘柄の</p>

改定後（2021年10月1日改定）	改定前（2020年8月3日改定）
	「累積（自動けいぞく）投資規定」等の各規定に従うものとします。また、本規定がこれらの規定に抵触するときは、本規定を優先するものとします

- ・「第6条 申込内容の変更または解約の申込」を「第6条 本サービスの変更の申込」としました。
- ・「第7条 本サービスの解約の申込」を追加しました。また、追加したことにより改定前の「第7条 買付の方法」が「第8条 買付の方法」へ変更となり、以降の条番号も変更となりました。